

食安輸発0827第1号  
平成24年8月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産生鮮青とうがらしの検査命令免除業者の追加)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年8月17日付け食安輸発0817第5号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、下記の輸出者について、生鮮青とうがらしの検査命令免除輸出業者として登録する旨の連絡があったことから、同通知の別表19を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

Deokrye Agricultural association